

岩手県告示第274号

特定県営建設工事の請負契約に係る競争入札参加者の資格等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

特定県営建設工事の請負契約に係る競争入札参加者の資格等に関する規程の一部を改正する告示

特定県営建設工事の請負契約に係る競争入札参加者の資格等に関する規程（平成8年岩手県告示第428号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(準用規定)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第3条第2項、第6条及び第8条の規定は、広域振興局の副局長又は<u>経営企画部長（県南広域振興局を除く。）若しくは総務部長若しくは経営企画部地域振興センター所長若しくは総務部総務センター所長が特定県営建設工事に係る条件付一般競争入札を行う場合における特定県営建設工事の請負契約、申請書の提出及び資格審査結果の通知について準用する。</u></p> <p>附 則</p> <p>1・2 [略]</p> <p><u>（競争入札審議会の特例）</u></p> <p>3 <u>競争入札審議会は、第9条第1項において準用する資格等規程第14条第1項の規定による会議の区分にかかわらず、当分の間、出納局総務課入札課長（出納局総務課入札課長に事故があるときは、出納局副局長が指名する者）が主宰し、出納局副局長がその都度指名する者5人以上が出席して行う。</u></p> <p><u>（地方競争入札審議会の特例）</u></p> <p>4 <u>沿岸広域振興局及び県北広域振興局（二戸地域振興センターを除く。）における地方競争入札審議会は、第9条第1項において準用する資格等規程第15条の規定による会議の区分にかかわらず、当分の間、当該広域振興局の経営企画部支出入札課長又は経営企画部地域振興センター支出入札課長（以下「経営企画部支出入札課長等」という。）（経営企画部支出入札課長等に事故があるときは、当該広域振興局の経営企</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) 広域振興局 岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）第3章第2節に規定する広域振興局をいう。</u></p> <p>(準用規定)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第3条第2項、第6条及び第8条の規定は、広域振興局の副局長又は<u>審査指導監が特定県営建設工事に係る条件付一般競争入札を行う場合における特定県営建設工事の請負契約、申請書の提出及び資格審査結果の通知について準用する。</u></p> <p>附 則</p> <p>1・2 [略]</p>

画部長又は経営企画部地域振興センター所長（以下「経営企画部長等」という。）が指名する者）が主宰し、当該広域振興局又は広域振興局経営企画部地域振興センター（以下「広域振興局等」という。）の所管区域内に所在する地方公所の職員で、当該広域振興局等の課長又は当該課長の職と同等以上の職にあると認められるものうちから当該広域振興局の経営企画部長等がその都度指名する者4人以上が出席して行う。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。